

年 月 日

傍聴申出書

（あて先）
守口市長

傍聴申出人
住 所
（ふりがな）
氏 名
又は名称
電話番号 （ ）

都市計画法第16条第1項の規定に基づき開催される公聴会において、傍聴したいので守口市都市計画公聴会規則第8条の規定により傍聴を申し出ます。

作成しようとする都市計画の案

（注 意）

1. 守口市都市計画公聴会規則第2条の規定により公述申出書の提出がない場合は、公聴会は開催しません。
2. 公聴会においては、次に掲げる行為を行わないこと。
 - （1）私語、雑談又は拍手をすること。
 - （2）会場内で飲食又は喫煙をすること。
 - （3）議長の許可なく、会議の様態を撮影し、録音すること。
 - （4）議長の許可なく、発言をすること。
 - （5）みだりの他の傍聴人をあおるような行為をすること。
 - （6）その他公聴会の議事を妨害するような行為をすること。
3. 次に該当する者は、公聴会場に入ることはできません。
 - （1）銃器その他の危険なものを持っている者。
 - （2）酒気を帯びていると認められる者。
 - （3）張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者。
 - （4）笛、ラッパ、太鼓その他楽器類を持っている者。
 - （5）前各号に定める者のほか、公聴会を妨害し、又は他の者に迷惑を及ぼすと認められる者。